

平成 30 年度

幼稚園教諭免許状及び保育士資格

特 例 講 座

募 集 要 項

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例について

平成24年8月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」といいます。）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。新たな「幼保連携型認定こども園」は、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けておりますが、この間にもう一方の免許状・資格を取得する必要があります。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状または保育士資格を有し一定の実務経験を有する者を対象として幼稚園教諭免許状または保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許状・資格の併有を促進することとしました。

（厚生労働省ホームページより一部引用）

本学においても、この特例措置に対応する講座を開講いたします。



白梅学園大学
白梅学園短期大学

【受講資格】

本特例措置を適用して免許状・資格を取得する場合、以下の基礎資格および実務経験を有している必要があります。

【基礎資格】

1. 幼稚園教諭免許状取得希望の場合

【一種】学士の学位を所持しており、保育士資格を有している方。

【二種】高等学校卒業以上で、保育士資格を有している方。

2. 保育士資格取得希望の場合

幼稚園教諭免許状を有している方。

【申請時必要実務経験】 ※免許状申請または受験申請時に下記を全て満たしていない場合は免許状及び資格を取得できません。

実務経験については、勤務先、または勤務地の教育委員会・保育主管部局へ必ず事前にご確認ください。

1. 以下の学校または施設における勤務経験があること。
 - 1) 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)
 - 2) 保育所
 - 3) 公立の認可外保育施設
 - 4) 認定こども園
 - 5) へき地保育所
 - 6) 幼稚園併設型認可外保育施設
 - 7) 認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定基準の集団により、継続的に保育を行う施設)
2. 以下の実務証明責任者より実務証明書の発行が可能であること。
 - (1) 上記1)の場合
 - ①国立学校又は公立学校の教員は所轄庁
 - ②私立学校の教員はその私立学校を設置する学校法人の理事長
 - (2) 上記2)～7)の場合
勤務している(した)施設の設置者
3. 最低在職年数
3年(勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る。)

・制度の概要詳細については、文部科学省または厚生労働省の下記のページをご覧ください。

【文部科学省】認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/26/1339598_1.pdf

【文部科学省】教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm

【文部科学省】幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に関するQ&A

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339608.htm

【厚生労働省】幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

【講座概要】

- ・ 開催講座・費用 以下の開講科目一覧から取得希望の該当する免許状・資格の表を参照し、履修科目を選択してください。

【幼稚園教諭免許状】

科目	科目名	単位数	受講料	受講申込書請求期間
幼Ⅰ	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容	2（講義）	20,000円	3月23日～5月12日
幼Ⅱ	教育の基礎理論に関する科目	2（講義）	20,000円	3月23日～4月28日
幼Ⅲ	教育課程の意義及び編成の方法	1（講義）	10,000円	3月23日～8月4日
幼Ⅳ	保育内容の指導法、教育の方法及び技術	2（講義）	20,000円	3月23日～6月23日
幼Ⅴ	幼児理解の理論及び方法	1（講義）	10,000円	3月23日～6月25日

【保育士資格】

科目	科目名	単位数	受講料	受講申込書請求期間
保Ⅰ	福祉と養護	2（講義）	20,000円	3月23日～10月27日
保Ⅱ	相談支援	2（講義）	20,000円	3月23日～7月18日
保Ⅲ	保健と食と栄養	2（講義）	20,000円	3月23日～6月23日
保Ⅳ	乳児保育	2（演習）	30,000円	3月23日～5月26日

※参加申込人数が最少開催人員（5名）に達しない場合は、開催を中止させていただくことがあります。

※申込期間終了前に定員に達した時点で、受付を終了いたします。

※受講料の他にテキスト代がかかる場合があります。

※保育士資格講座4科目+教員免許状更新講習（対象者のみ）をパックで同年度内に履修し、修了した方には学校教育法に基づく履修証明書を交付します。詳細はお問合せ下さい。

- ・ 定員 100名（乳児保育のみ50名）
- ・ 受講会場 白梅学園大学（東京都小平市小川町1-830 西武国分寺線「鷹の台」駅より徒歩15分）
- ・ 申込書類 下記書類1～3（必要に応じ4）を各1枚揃えて下記申込先住所にお送りください。

1. 受講申込書（写真貼付のもの）
2. 幼稚園教諭免許状または保育士証の写し（記載事項全て）
3. 受講書に貼付した同じ写真（裏面に氏名を記入のこと）
4. 受講申込書と各種証明書等と氏名の記載が違う場合、新旧氏名記載の改姓、改名を証明する書類（マイナンバーが記載されていないもの）

※平成26.27.28年度に受講されている方も、上記書類は全て必要です。

※同（平成30）年度内の講座に再度申し込む場合の申込書類は、幼稚園教諭免許状または保育士証の写しは不要です。

・ 受講申込における注意事項

1. 実務証明書に関わる実務経験については、お申込み前に必ず勤務先、または勤務地の教育委員会・保育主管部局へご確認ください。
2. 本特例措置は施行後5年間のみ有効であるため、その期間内に所定単位数を修得し申請できない場合は、本特例措置を適用して免許状・資格を取得することはできません。計画的に学習を進めてください。

3. 本紙記載事項より追加、変更等が生じた場合には、本学ホームページにてお知らせします。

【申込方法】

・受講までの流れ

①特例措置の基礎資格及び必要な実務経験があるかを確認



②受講申込書の請求 (FAXまたは郵送にて下記までご請求ください) ※メールでの受付はいたしません。



③受講申込書の送付・受講料の振込

期日までに必要書類の送付、ご入金いただき、本学にて書類と入金の確認後受講証等をお送りします。



④受講証の受け取り



⑤受講・修了



⑥学力に関する証明書または幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)の授与

【お申込み】

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830

白梅学園大学 白梅学園短期大学 企画調整室 幼保特例講座係

FAX 042-346-5652

【お問合せ先】

TEL 042-346-5636 / e-mail kikaku@shiraume.ac.jp

【受講会場交通案内】



●西武国分寺線「鷹の台」駅下車 徒歩約15分

●西武バス 武蔵野美術大学行き

「国分寺駅北入口」→「白梅学園前」下車 所要約20分

●JR 武蔵野線西国分寺駅で乗り換えて国分寺駅に出られます。

●受講生用の駐車場はございません。公共交通機関にてお越し下さい。(駐輪場はございます)

